

別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン Q&A

NO.	分類	質問	回答
1	AI	生成 AI とは何か。	AI（人工知能）は、コンピュータが人間のように学習し、判断する能力を持つ技術全般を指します。AI にはさまざまな種類の技術が含まれており、その中の一つに生成 AI があります。生成 AI は、学習したデータからパターンやルールを抽出し、それをもとにプロンプト（生成 AI に与える指示・命令文を「プロンプト」といいます）に対する回答を対話形式で作り出すことができます。生成 AI には文章、動画、画像、音声さまざまな種類があり、それぞれ異なるコンテンツを生成します。
2	AI	文章生成 AI とは何か。	文章生成 AI は、人間のように自然な文章を生成する技術です。ニュース記事の作成、チャットボットの応答など、幅広い用途で利用されています。
3	AI	文章生成 AI の利用によって得られる具体的なメリットは何か。	文章生成 AI は文章の要約、作成、添削、企画案のたたき台作成など多岐にわたって活用可能であり、業務の効率化と質の向上が期待されます。
4	AI	文章生成 AI の利用において、どのようなリスクが考えられるか。	主なリスクとして、情報漏えいや回答の不正確さ、知的財産権の侵害等が考えられます。これらのリスクを回避するために、利用規定を遵守し、安全性を確保することが重要です。
5	AI	会議の文字起こしツールの利用は文章生成 AI を使うことになるか。	会議録の文字起こしには、AI が音声を解析しそのまま文字に変換する「機械文字起こしの AI」と AI が長い文章から重要なポイントを抽出して短く分かりやすい要約文を生成する「文章要約の生成 AI」の 2 種類の技術が使われている可能性があります。詳細は当該サービス提供事業者にお問い合わせ等して確認してください。
6	利用規定	文章生成 AI の利用にあたって、利用ルールはどこで確認できるか。	利用ルールは、大阪市ホームページ内「 大阪市生成 AI 利用ガイドライン 」のページから、職員向けは「 大阪市生成 AI 利用ガイドライン 」、事業者向けは「別冊業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン」を確認してください。
7	利用規定	文章生成 AI サービスの提供事業者と契約を締結し、安全な環境で利用するので、生成 AI を利用する際に個人情報や機密情報を入力しても良いか。	組織としての契約行為があることで、利用状況の管理ができること、利用規約が変更される場合は契約変更や通知といった行為が必要なことから、無料版や個人が自由に利用する環境と比較して不適切な利用や情報漏えいのリスクが抑えられるとは考えますが、それでもリスクが全くないとは言いきれないため、組織的に契約した生成 AI であっても、契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止することとしています。
8	利用規定	ChatGPT や Microsoft Copilot など、無料で利用できる文章生成 AI は利用していいか。	ChatGPT や Microsoft Copilot など、インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI は、情報保護措置がない場合や、利用者の入力データが生成 AI の学習データとして一般に広く利用される等のリスクがあるため、利用を禁止します。
9	利用規定	Google や Microsoft Bing などの検索エンジンやサイトは、意図せずとも無料の生成 AI が付加されている場合がある。この場合、検索エンジンサイトも利用してはいけないのか。	生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的での利用は可能ですが、生成 AI による回答を得る目的での利用は禁止します。

10	利用規定	文章生成 AI 以外（動画、画像、音声等）の生成 AI を業務の履行のために利用してもいいか。 また、すでに所有している画像、動画、音声等の生成物は利用していいのか。	いいえ。大阪市では職員も含め、文章生成 AI のみの利用を認めています。生成 AI の生成物を利用するには他者の権利を侵害しないよう特に細心の注意を払う必要がありますが、動画や画像などの生成物は、類似性等の判断が困難な性質から著作権などの権利侵害を指摘される可能性があるため、その利用を禁止しています。
11	対象	「生成 AI 利用に関する特記仕様書」の対象となる契約、協定は何か。	請負、買入れ、借入れその他の契約※（売払い契約、貸付け契約を除く）及び地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理の業務に係る協定で、「生成 AI 利用に関する特記仕様書」が添付されている契約又は協定です。 ※本市が発注する工事請負、物品調達、業務委託など、いわゆる調達契約を想定しています。
12	手続き	受注業務又は指定管理業務で文章生成 AI を活用したい場合は手続きが必要か。	「生成 AI 利用に関する特記仕様書」が添付されている契約又は協定について、事前に「生成 AI 活用に関する確認依頼書」により市の業務所管部署へ確認依頼を行い、確認を得たうえで、利用規定を遵守して利用する必要があります。 Word の申請様式は大阪市ホームページ「 大阪生成 AI 利用ガイドライン 」のページからダウンロードできます。
13	手続き	再委託先等が文章生成 AI を利用する場合も申請が必要か。	はい。受注者又は指定管理者からの確認依頼書の提出と発注者からの確認が必要です。
14	手続き	申請内容に変更が生じた場合はどうすればよいか。	新規に申請を行う際の「生成 AI 活用に関する確認依頼書」と共通様式です。速やかに変更の手続きを行ってください。
15	手続き	どのような文章生成 AI サービスを選べばいいのか。	特記仕様書にもありますが、サービスを選定する際は以下の点を満たせるかを利用規約や契約書で確認してください。以下、「利用者」は受注者又は指定管理者をさします。 ・組織として利用・管理できるサービスであること ・利用者の入力情報を学習しない設定（オプトアウト）で利用できること また、利用者が得た生成物を大阪市への報告や成果物の提供等に利用する場合は、以下の点にも留意してください。 ・生成結果を第三者（この場合大阪市）へ提供することが利用規約等で禁止されていないか ・生成結果の権利の帰属先が明確になっているか
16	手続き	生成 AI を利用しない場合でも何らかの手続きが必要か。	生成 AI を利用しない場合、手続きは不要です。
17	その他	文章生成 AI の利用に関する問い合わせ先はどこか。	確認依頼書と確認の運用に関する問い合わせは各業務所管部署へ、特記仕様書及び生成 AI 利用ガイドラインに関する問い合わせはデジタル統括室 DX 推進担当 DX 推進グループへご連絡ください。